

図5-5 周辺市街地のまちづくり方針図



【凡例】

＜空の玄関口としての顔づくり＞

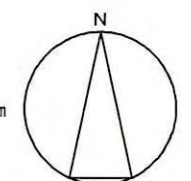
- 玄関口としての顔となる景観育成
- 空港機能の強化

＜ゆとりある市街地環境づくり＞

- 専用住宅地としての住環境の保全・育成
- 主として住宅地としての環境を保全・育成
- 公共施設のバリアフリー化
- 主要文教厚生施設用地
- 公共下水道の計画的な整備を図る地区
- 良好な住環境の保護・育成を目的としたまちづくりルールの導入を検討
- 細街路、公園等の地区施設を確保する地区計画導入等のまちづくりを推進する地区
- 周辺環境を悪化させない範囲で、ある程度の宅地化を許容するゆとりある田舎住宅を育成
- 処理施設用地
- 住居と軽工業との共存をはかる地区

＜田舎環境の育成と緑のまちづくり＞

- 都市公園等の緑地の保全・創出
- 身近な公園の整備を図る地区
- 自然環境の回復および保全
- 都市景観や市街地景観に配慮した海岸線の保全
- 水とのふれあい空間である水辺環境の育成
- 人と環境にやさしい歩行者空間の確保
- 優良農地の確保や多面的利用の促進
- スポーツレクリエーションの利用促進
- 大規模施設用地
- 広域幹線道路（既存・計画）
- 地区幹線道路（既存・計画）
- 鉄道・駅



VI.都市計画マスタープランの実現化方策

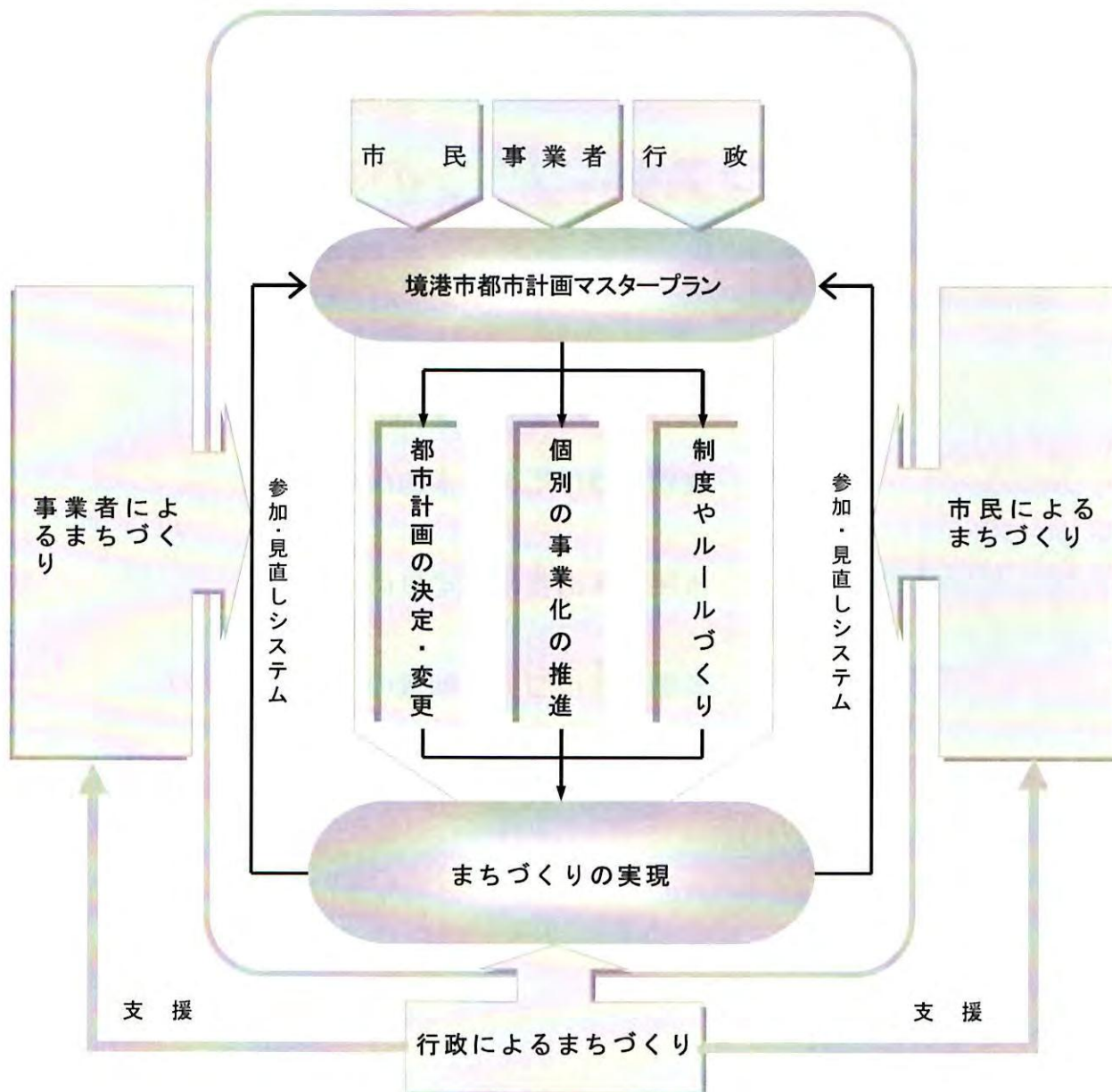
1. 実現に向けての基本的な考え方
2. 市民主体の都市^{まち}づくりの推進
3. 多様な都市^{まち}づくり制度の活用

1. 実現に向けての基本的な考え方

境港市都市計画マスタープランで掲げた都市づくりの目標や、各種都市づくりの方針の実現を図るためには、市民・事業者・行政のパートナーシップによる都市づくりが求められています。そのために、市民・事業者・行政がお互いの役割と責任を理解し、協力して行っていくための仕組みやルールづくりなどの取組みについて検討していく必要があります。

また、個別施策の具体化に際しては、より詳細な計画づくりとその実現に向けての事業化の展望を、住民等との合意形成を図りながら明らかにする必要があります。財政事情等を踏まえながら、都市づくりを進めていきます。

□都市計画マスタープラン実現化の概念図



2. 市民主体の都市づくりの推進

市民・事業者・行政が協力しながら進める「パートナーシップ型まちづくり」として、適正な役割分担により都市づくりを実現するため、個々が主体となった都市づくりから地域が協力して行う都市づくりへと移行する必要があります。

そのため、①市民等への支援策、②まちづくりへの意識の喚起、③まちづくりの場づくりについて検討を行います。

①市民等への支援策

市民の自主的な都市づくり活動を支援するため、相談の場の確保、団体助成や専門家の派遣（コンサルタント派遣等）など、支援制度のあり方についての検討を進めます。

②まちづくりへの意識の喚起

都市づくりについての理解を広めるため、学校教育の場での活用等を含めた広報活動の充実への取組みを行うとともに、都市づくりに関する情報システム（情報公開・蓄積・提供等）の確立のあり方について検討を進めます。

また、公園・道路・河川等と養子縁組し、里親となった地域住民が、掃除や植栽などを自主的に行うことができるアドプトシステムの導入に努めるなど、都市づくりへの意識の喚起を図ります。

③まちづくりの場づくり

市民主体の都市づくりの前提として、情報交換や合意形成を図るなどのまちづくりの場が必要とされています。

このため、各地域の住民が主体的に地域づくりに参画し、まちづくりの計画やルールづくりを行うほか、まちづくり学習やコミュニティの場としての機能を果たす「(仮称)市民サロン」の設置、また、これらの活動の一環として、公園づくりや緑化運動並びに景観形成など、身近な生活空間づくりに際して、住民自ら考える「ワークショップ方式」等を取り入れるなど、住民参加の機会拡大に努めます。

3. 多様な都市づくり制度の活用

都市計画マスタープランを市民主体の都市づくりのなかで実現していくためには、既存の様々な補助制度等について研究し、活用することにより効率的な都市づくりの進展を図ります。

また、境港らしさを有する都市づくりや個性ある地域づくりを進めるため、既存の制度では実現が困難な場合には、新たに必要となる制度や条例等の検討・整備を行うものとします。特に、本市には、港や水産業に関する資料等が各所に残っており、都市美を支える豊富な自然とともに「まちの生活風景が絵になる形で今も生きている」という観点からのまちづくりが求められていることから、地域の研究・学習から都市づくり事業へと発展する制度づくりの検討を行います。

□境港市の個性に合った制度やルールの構築方向

まちづくりの実現方策	規制・誘導手法の活用	法に基づく 規制・誘導手法	区域区分 地域地区 用途地域、臨港地区、特別用途地区、防火・準防火 地域等の適切な運用 地区計画、建築協定、緑地協定
		自主的な ルールづくり	市民や地元の合意による自主的なルールづくり（協定・申し合せ並びにまちづくり条例等への展開） ・ゆとりある田園住宅地における土地利用転換 ・水木しげるロード及びその周辺の町並み環境の保護・育成等
	事業の実施	都市計画事業等の 実施	都市計画法等に基づく事業を実施し、土地区画整理事業等の面整備、道路・公園・下水道等の基盤整備、並びに公共施設と一体的な建築物等の整備
		市単独事業 の実施	市民や地元の合意による市単独事業（支援事業）への展開 ・狭あい道路を中心とする市街地・集落地の環境改善 ・田園景観の保護・育成（荒廃農地の多面的活用） ・里親制度（道路・公園・河川等の地元管理・運営） ・身近な公園や広場を確保するため、民有地の借り上げ制度等
	多様な手法の 組み合わせによる 実施	風土や歴史的な地域特性の活用及び景観・環境・緑化・福祉等に関するまちづくりを視野に入れた展開が求められており、多様な誘導・規制手法や事業手法を適切に組み合わせた対応や体制の検討 個別まちづくり事業、まちづくりのルールづくり、緑化運動、公益活動、ボランティア活動、祭り・イベント、余暇・学習活動等と連動したまちづくり活動	

附属資料

境港まちづくり懇談会設置要綱

境港まちづくり懇談会（委員名簿）

策 定 経 過

境港市都市計画審議会の答申

用語の解説

境港まちづくり懇談会設置要綱

境港市都市計画(都市計画マスタープラン策定)協議会設置要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 境港市総合計画の基本構想に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」について検討、協議を行い、本市のあるべき姿やまちづくりの方針を定めるため、境港まちづくり懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 懇談会は、次の事項について検討・協議する。

- (1) まちづくりの基本方針に関すること。
- (2) 地区ごとの整備、開発又は保全に関する目標、課題及び方針に関すること。
- (3) 土地利用、公共施設等の整備及び市街地開発に関する都市計画の方針に関すること。
- (4) その他の都市計画に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員35名以内で組織する。

- 2 委員は、行政機関の職員、並びに境港市の区域内の公共的団体及び市民の代表者、並びに学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員は、検討すべき協議が終了したときは、解任されるものとする。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員のうち、行政機関の職員が懇談会の会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。

(幹事会)

第6条 懇談会に幹事を置き、幹事会を構成する。

- 2 幹事会は、座長から委嘱された事項について協議し、調整する。
- 3 幹事は、別表1の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事のうち建設部長をもって代表幹事とする。
- 5 幹事会は代表幹事が招集し、会議を総括する。

(庶務)

第7条 懇談会、幹事会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成14年4月8日から施行する。

◎ 境港まちづくり懇談会（委員名簿）

（敬称略）

◎

区分	数	機関名	職名	氏名		
学識経験者	2	米子工業高等専門学校	教授	片木 克男		
		米子工業高等専門学校	教授	熊谷 昌彦		
各種団体	10	境港商工会議所 まちづくり委員会	委員長	岡空 晴夫		
		鳥取西部農協境港女性会	支部長	橋本 のぶえ		
		境港市農業公社	理事	渡部 斗支子		
		(社) 鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	支部長	小 板 裕		
		(社) 鳥取県建築士会	まちづくり委員	浦川 英敏		
		鳥取県西部中小企業青年中央会	直前県会長	奥森 隆夫		
		(社) 境港水産振興協会	理事	島谷 憲司		
		(社) 境港青年会議所 まちづくり委員会	委員長	渡部 清彦		
		(社) 境港青年会議所	元会員	徳永 由樹		
		境港市女性団体連絡協議会	会長	大西 勝代		
		行政機関	4	鳥取県 米子地方県土整備局 計画調査課	課長	松田 知明
				鳥取県 米子地方農林振興局 農業振興課	課長	矢倉 猛雄
				境港港湾管理委員会 事務局	局長	長谷川 誠
境港市教育委員会	委員			浜田 一哉		
住民代表	17	境港市自治連合会	会長	西村 岩市		
		地区自治連合会（境・上道地区）	境 会長	景山 純雄		
		地区自治連合会（外江・渡地区）	渡 会長	松本 速水		
		地区自治連合会（余子地区）	余子 会長	戸田 勝利		
		地区自治連合会（誠道・中浜地区）	中浜 会長	永井 忠志		
		鳥取県まちなみコンテスト委員会	委員	門脇 京子		
		境港市民環境懇話会	委員	菅 幸恵		
		海外研修派遣者（国際交流関係）		景山 民江		
		元ゆめっ子くらぶ	代表	小倉 恵子		
		さかいみなと文化研究会	会員	川田 一郎		
		鳥取県国際交流財団	外国人相談員	増木 恵子		
		在日本朝鮮人総聯合会 鳥取県本部		金 玉 禮		
		海外青年協力隊	元隊員	市村 智子		
		境港まちづくり応援団	会長	八木橋 柳一		
航空自衛隊美保基地	ナビゲーター	梅田 昭美				
美保基地協力会	理事	木村 互				
NPO法人 中国定期借地借家権推進機構	理事	木田 慎介				

◎：座長

別表1 境港まちづくり懇談会幹事

職 名	
境港市	総務部長
境港市	市民生活部長
境港市	産業環境部長
境港市	建設部長
境港市	教育委員会事務局次長
境港市	水産農業課長
境港市	地域振興課長

● 策定経過

境港市都市計画マスタープランは、市民、事業者及び行政を含めた多くの人の参加に基づいたものとなるよう、様々な参加の機会を設けるとともに、市の考え方など、できるだけ多くの情報を提供しながら策定を進めてきました。

年 月 日	内 容
平成 13 年度	原案作成
平成 14 年 4 月 19 日	境港市まちづくりアンケート実施 (1,200 名)
4 月 22 日	各公民館にて素案の閲覧 (5 月 20 日まで)・意見箱の設置
5 月 10 日	境港まちづくり懇談会委員委嘱 (専門家・市民・行政機関 33 名)
5 月 20 日	地区別懇談会 (境・上道)
5 月 21 日	地区別懇談会 (外江・渡)
5 月 22 日	地区別懇談会 (余子)
5 月 23 日	地区別懇談会 (誠道・中浜)
5 月 29 日	第 1 回境港まちづくり懇談会 (都市計画マスタープラン素案説明、座長選出等)
10 月 3 日	市民の声とりまとめ (報告) (アンケート・地区別懇談会・意見箱等)
11 月 15 日	市街化調整区域の土地利用方針案の作成
12 月 5 日	第 2 回境港まちづくり懇談会 (全体構想、地区別構想、市街化調整区域の土地利用方針等)
平成 15 年 2 月 3 日	第 3 回境港まちづくり懇談会 (最終案とりまとめ)
2 月 6 日	各公民館にて最終案の閲覧 (2 月 20 日まで)
2 月 23 日	公聴会 (公述人応募がないことから中止)
2 月 25 日	境港市都市計画審議会 (境港市都市計画マスタープランについて答申)

● 境港市都市計画審議会の答申

● 諮 問

発境都第14号
平成15年2月25日

境港市都市計画審議会
会長 長栄善二郎 様

境港市長 黒見哲夫

境港市都市計画マスタープランについて（諮問）

都市計画法第18条の2の規定により定める市町村の都市計画に関する基本的な方針「境港市都市計画マスタープラン」を別添（案）のとおりとしたいので、審議会の意見を求める。

● 答 申

受境都審第1号
平成15年2月25日

境港市長 黒見哲夫 様

境港市都市計画審議会
会長 長栄善二郎

境港市都市計画マスタープランについて（答申）

平成15年2月25日付発境都第14号で諮問のあった標記の件について審議をした結果、基本的には妥当と認められたが、審議の過程で出された意見を十分尊重し、市民の理解と協力のもとに施策の実現が図られるよう要望します。

用語の解説

あ行

アーバンアメニティゾーン

[urban amenity zone]

都市計画が目指す市街地環境の快適性を有する地区として、市を代表する中心地区周辺を想定。

アイデンティティ [identity]

同一性。人間学・心理学で、人が時や場面を越えて一個の人格として存在し、自我の統一を持っていること。

アクセス [access]

近接、近づくこと、又はそのための手段。

アドプトシステム [adopt system]

アドプトというのは、「養子にする」という意味で、ここでいうアドプトシステムとは、公園及び道路・河川の一定区域を「養子縁組」し、維持管理を住民等から構成されるボランティア団体に任せるシステムをいいます。

インフラストラクチャー

[infrastructure]

生産や生活の基盤になる構造物。道路・港湾・鉄道・公園・上下水道・河川などの都市の骨格を形成する根幹的な施設。

か行

開発許可

建築物や特定工作物（運動・レジャー施設、墓園など）を建設する目的で、一定規模以上の土地に対して開発行為（区画を変える、切盛土など造成を行う、農地や山林など宅地以外の土地を宅地にする）は、あらかじめ都市計画法の許可が必要になります。この許可を「開発許可」といいます。

環境軸

多様な野生生物が生息・生育できるつながりを有する緑及び水面や水辺地等をいいます。

区域区分

都市を「市街化区域」と「市街化調整区域」に分ける制度のことをいいます。

市街化区域は、既に市街地が形成されている区域と、優先的に計画的な市街化を図っていく区域で、道路、公園、下水道等を積極的に整備していく区域です。

市街化調整区域は、原則として市街化を抑制する区域で、農地や自然環境の保全等のための区域です。

くらしのみちづくり事業

地区の関係者が一体となって、面的に質の高い道路整備を行うことにより、道路と沿道の調和が図られた道路整備や、誰もが安全で使いやすい道路整備を進め、生活者の豊かさと活力ある地域づくりを支援することを目的としています。

景観

けしき。特に、すぐれたけしき。

ここでは、その地域の風土、歴史、活動等が風景として映し出されているものをいいます。

ゲートシティ [gate city]

人と人との交流、物や情報そして、文化が活発に行き交うまちを目指し、あらゆる国や地域から「人・物・情報」を迎え、発信する都市をいいます。

建築協定

安全で住みやすい地域づくりのために、住民が全員の合意によって「建築基準法」の最低限の基準に上乘せして一定の基準を定め、互いに守りあっていくことを約束する制度。

建ぺい率

建築物の敷地面積に対する建築面積の割合。

広域連携軸

各県及び都市がそれぞれの個性や資質を生かしながら、産業、観光、文化、学術など各種分野での交流、連携に一層取り組み、国際的な視野に立った新しい交流圏づくりをいいます。西日本中央連携軸は、これに該当します。

高耐久住宅

住宅金融公庫の定める耐久性を高める基準に適合し、住宅性能保証制度に登録された業者が施工した性能保証住宅をいい、丈夫な基礎、太い柱、効果的な換気口などの耐久性のある構造を有している住宅をいいます。

コミュニティ [community]

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。

コミュニティバス

コミュニティバスには様々な形態がありますが、ここでは、「地域内の交通不便者の足の確保と利便性向上等のために市町村等が主体となって積極的に運行システムの構築・維持に関わっているバス運行サービス」をいいます。

混雑度

当該道路区間を通過し得る最大の交通量(交通容量)に対する、実際に通過した交通量の比として定義されるものです。したがって、混雑度が1.0よりも大きい場合には、その道路区間が持つべきである交通容量を実交通量が超えたことを意味し、何らかの対策が必要であるという判断を下す材料となります。

- ・ 1.0未満:混雑することなく円滑に走行可能
- ・ 1.0~1.25:ピーク時において混雑するものの、慢性的に混雑することは非常にすくない
- ・ 1.25~1.75:ピーク時のだけの混雑から日中の慢性的混雑への過渡状態。街路事業の採択基準は、この段階の1.5以上
- ・ 1.75以上:慢性的に混雑

コンセンサス [consensus]

意見の一致。合意。共感

コンテナターミナル

海上コンテナ輸送の中継のための港湾施設で、トレーラーなどで陸送されてきたコンテナを船積みし、あるいは船から下ろされたコンテナをトレーラーなどに載せて陸送にかける役割を有しています。

コンパクトな市街地

コンパクトな市街地形成は、人口の増加が予想できない中、都市の拡大を進めるのではなく、現在ある市街地の土地を有効に利用しながら、道路や住宅地、下水道、様々な人が集まる施設を効率よく整備し、人口規模にあった市街地を持続していこうというものです。

さ行**境港 F A Z 計画**

「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(輸入・対内投資法)」に基づき、境港周辺地域を環日本海時代における西日本の貿易・交流の窓口として整備し、物流・情報の効率化、また、産業・貿易の促進を通じて地域産業の活性化や経済・文化の国際交流の促進を目指す(総合計画より)。

市街地開発事業

計画的な市街地形成を図るため、道路、公園、下水道等の公共施設の整備と合わせて宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあります。

資源循環型社会

商品等を消費したあとに残された不要な物をそのまま捨ててしまわず、再度、資源として社会に還元し再利用や再生利用といったリサイクル率を高度に進めた社会のこと。資源の有効利用ができることから、現状の大量廃棄型社会に替わる次代の社会の姿とされています。

持続可能な社会

これまでのように経済成長優先のあり方ではなく、環境を重視して、私たちの子どもや子孫の時代になっても破局が訪れることの無いような社会を目指そうというスローガンです。

シビルミニマム

自治体が住民のために保障しなければならないとされる、最低限度の生活環境基準。

社会資本ストック

社会資本は、社会的共通資本ともいい、私的企業資本等と異なり、特定の個人のものではなく、公共性が強く社会的に消費される性格を持つ資本をさしています。社会資本ストックとは、一般的に道路、河川堤防、上下水道、公園など国民経済全体の基盤となる公共施設等の整備量をいいます。

住区基幹公園

住民の日常生活に密着した公園（街区公園・近隣公園・地区公園）。

少子・高齢化

出生率の低下や平均寿命の伸長を原因として、人口に占める子供の割合が減り、同時に高齢者の割合が増えることをいいます。

一般に少子・高齢化が進行すると、労働人口の減少、活力の低下、消費の停滞、社会保障における現役世代の負担増を招くとされており、市町村においても保健・医療・福祉に係る財政需要の一層の増大が見込まれるため、質の高いサービスを効率的かつ安定的に提供できる体制づくりが求められます。

人口集中地区

市区町村内の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し、それらの地域の人口が5,000人以上有している区域をいいます。

親水性護岸

地域の住民が水辺に近づいたり、子供たちが水辺で遊んだり出来るように配慮された護岸。

シンボル[symbol]

象徴。

ストリートファニチャ

街路や広場などに置かれる、ベンチ・案内板・水飲み場などの屋外装置物の総称。

接道不良宅地

都市計画区域内においては、建築物の敷地は、建築基準法上の道路（原則として幅員4m以上の道路等）に2m以上の幅で接することが必要です。このことを「接道義務」といいます。この接道義務を満たしていない宅地のことを、接道不良宅地といいます。

た行

タウントレイル

トレイルは、自然の小道の意味です。この意を受け、まちの歴史や文化を顕在化し、体験できるように整備したものをタウントレイルと呼んでいます。

多自然型川づくり

必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、あるいは改変せざるを得ない場合においても最低限の改変にとどめるとともに、良好な河川環境の保全あるいは復元を目指した川づくりです。なお、良好な河川環境が人為的な影響を受けて大きく改変されてしまっている場所においては、もともとあった良好な河川環境にできるだけ近づくよう努めることが重要です。

地域地区

都市計画区域内の土地を、土地利用の目的によって区分し、建築物などについて必要な制限をすることによって、土地の合理的な利用を図るために定める都市計画です。

本市の地域地区に関する都市計画には、用途地域、特別用途地区、防火地域及び準防火地域及び臨港地区が定められています。

地区計画

都市計画法に定められたまちづくりの一手法で、広い区域を対象とする都市計画や、個々の建物を対象とする建築規制などとは異なり、いくつかの街区などからなる比較的小規模な地区を単位として、住民のみなさんと市が協力して、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりをめざすための制度。

中枢管理機能

政治・行政機能、経済機能（業務・金融機能）、文化機能（研究・情報機能）をいいます。

超高齢社会

65歳以上の人口比率が20%を超えた社会と定義されています。なお、高齢化社会とは、65歳以上の人口比率が7%を超えた社会をいい、同人口比率が14%を超える社会を高齢社会と定義されています。

都市基幹公園

都市住民全般を対象とした公園（総合公園・運動公園）。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される計画で、「土地利用」、「都市施設」及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定めることにより、住民が「安全で、住みやすく、働きやすい都市」の建設を目指して策定するもの。

都市計画区域

都市計画法及びその他の関係法令の規制を受けるべき土地として指定する区域で、「健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保する」という都市計画の理念を達成するために、自然的・社会的条件などから、一体の都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域として、県知事が指定します。

都市計画区域の整備・開発及び保全の方針

一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、都市計画の目標、土地利用や都市施設等の主要な都市計画の決定方針など、都市計画の基本的な方針を定めるものです。これは、都市計画区域マスタープランと呼ばれています。

都市軸

主要な道路などを中心として、土地利用、施設立地あるいは景観形成を図るなど、一定の目的をもったまちづくりを展開し、良好な市街地を形成しようとするものです。

都市施設

道路、公園、下水道などの市民生活及び都市機能に欠かせない基本的な施設で、都市計画法第11条に次のように規定されています。

1. 道路、都市高速鉄道、駐車場等の交通施設
2. 公園、緑地、広場、墓園等の公共空地
3. 水道、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等の供給施設又は処理施設
4. 河川等の水路
5. 学校、図書館等の教育文化施設
6. 病院、保健所等の医療施設又は社会福祉施設
7. 市場、と畜場又は火葬場
8. 一団地の住宅施設（一団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに付帯する通路その他の施設。）
9. 一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに付帯する通路その他の施設。）
10. 流通業務団地
11. その他政令で定める施設

土地区画整理事業

「公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため」、「土地の区画形質の変更及び道路、公園、広場などの公共施設の新設又は変更」を行い「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」事業。

な行

ニーズ[needs]

必要。要求。需要。

西日本中央連携軸

鳥取・島根・岡山・香川・徳島・高知の6県にまたがる変化に富んだ豊かな自然、固有の文化、世界に誇る科学技術を活かし、圏域内の交通・通信体系を始

め、国際交流・生活・産業・研究機能の整備充実を図り、アジア・太平洋地域を中心とした活発な交流・連携を推進する地域活性化のための戦略です。

日本海国土軸

全国総合開発計画に定められた四つの新国土軸の一つ。九州北部から本州の日本海側、北海道の日本海側に至る地域及びその周辺地域において、交通網の整備をはじめ情報や環境、交流について一体的に捉えていく。また、日本海を取り巻く朝鮮半島、中国北東部、ロシア沿海州との間で、日本海的环境保全のための国際協力を進めるとともに、経済面、文化面での交流を深めることを通じて環日本海交流を推進します。（総合計画より）。

ネットワーク[network]

互いに結びつくこと。

は行

パートナーシップ[partnership]

友好的な協力関係。

市民・事業者・行政機関など構成原理や利害の異なる組織同士の対等な関係に基づく共同作業によって、今までにない課題解決の枠組みを作ろうとするものです。

バスベイ

道路交通機能の改善や交通事故の防止等を目的とした、停留所におけるバス退避場所。

バリアフリー化

社会生活における様々な障害（バリア）を取り除いた（フリー）、高齢者や障害者にも使いやすいような環境づくり。

ビオトープ[biotope]

ドイツ語のbio（生き物）とtop（場所）の合成語で、『生きものの棲む場所』

を意味します。最近では、色々な種類の生き物が、自分の力で生きていくことのできる自然環境をそなえた場所を、ビオトープと呼んでいます。自然にある森や林、湖や池は代表的なビオトープです。

ヒューマンスケール

人間身体の大きさを基準とした尺度。また、この尺度を基準として空間を設計すること。

フレーム[frame]

骨組み・枠組み。

プロムナード[(フランス) promenade]

散策。散歩道。遊歩道。

防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、建築物の不燃化等を義務付け、市街地における火災の危険性を防除するため建築物の密集した火災危険率の高い地区について指定します。なお、準防火地域は、防火地域に準じる地域です。

本市では、商業地域が準防火地域となっております。

ポケットパーク[pocket park]

建物が建ち並ぶ街の一角などに設けられる小公園。

ポテンシャル[potential]

可能性としてもっている能力。潜在的な力。位置エネルギー。

ま行

身近なまちづくり支援事業

歴史的環境が卓越し、その保全・修景が必要とされる地区において、歴史や景観など地域の個性を活かした街路整備。

モータリゼーション[motorization]

自動車が生計必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

モビリティ[mobility]

(場所・階層・職業などの) 可動性。移動性。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢や能力に関わらず、全ての人々が利用可能であるように、製品・建物・空間をデザインすること。

容積率

建築物の敷地面積に対する延べ床面積の割合。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、住宅地としての生活環境を守ることや、商業・その他の業務や工業の利便の増進を図り、目的の違った土地利用ごとに、できるだけ同一の地域にまとめ、調和のとれたまちづくりをするために、新たに建物を建てる場合に守らなければならない最低限の基準を定めた区域。

本市では、次の10種類を定めています。

- **第二種低層住居専用地域**
主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校のほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。
- **第一種中高層住居専用地域**
中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。
- **第二種中高層住居専用地域**
主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などの他、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。
- **第一種住居地域**
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。
- **第二種住居地域**
主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、パチンコ店、カラオケボックスなどは建てられます。

- **近隣商業地域**
近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。
- **商業地域**
銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。
- **準工業地域**
主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。
- **工業地域**
主として工業の業務の利便を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。
- **工業専用地域**
専ら工業の業務の利便増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

ら行

ライフスタイル[lifestyle]

衣食住等の生活様式から仕事への取り組み方、住まい方や社会との関わり方などを含めた、広い意味での「暮らし方」、「生き方」をいいます。

ライフライン[lifeline]

生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステム。災害などの際、これらの機能の停止は、市民生活に大きな支障となります。

ランドマーク[landmark]

山や高層建築物など、視覚的に目立つもの。ある特定地域の景観を特徴づける目印。

リサイクルセンター

資源ごみを選別・破碎・圧縮・保管する機能を持つ施設。

特に、日処理量が5t以上で展示室や研修室等、住民を啓発する機能を持ち合

わせるものをリサイクルプラザと称しています。

緑地協定

都市緑地保全法に基づき、市民の皆さん（土地所有者等）がお互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者全員の合意によって区域を設定して、緑地の保全または緑化に関する協定を締結し、本市に認可申請するものです。

ワークショップ[workshop]

もともとは「作業場」「工房」などの意味。

それが転じて、「具体的な物事を詳しく検討する会議」や「体験的に技術を習得する研修会」などの意味にも使われるようになったもの。

特に、まちづくりにおけるワークショップは、「まちづくりをテーマに集まる人々が共に参加し、調査活動、資源の発見、課題の設定、提案の作成、実現のための仕組みの検討などの協同作業を行う集まり」のことをいいます。

境港市都市計画マスタープラン

発行／境港市

〒684-8501 鳥取県境港市上道町 3000 番地

TEL : 0859(44)2111

編集／境港市 建設部 都市整備課

TEL : 0859(47)1066

FAX : 0859(47)1086

Mail: toshiseibi@city.sakaiminato.tottori.jp

印刷／中国セントラルコンサルタント株式会社

発行日／平成 15 年（2003 年）3 月

境港市都市計画マスタープラン

交流拠点の
まちづくり

環境負荷の少
ないまちづくり

個性と活気にあ
ふれるまちづくり

歩いて暮らせ
るまちづくり



環日本海オアシス都市
魅力あるふるさと・心豊かで活力あるまち
境港